

明治廿五年三月十七日遞信省認可

報知新聞

明治廿九年
八月卅一日

●六大臣の辭表却下

伊藤總理板垣內相の捧表に次で同じく辭表を捧呈したりし西郷、大山、芳川、西園寺、白根、高島、の六大臣は昨三十日午後四時頃宮廷へ召され畏き邊りより辭表を却下せられ依然在職すべき旨勅諭を下し賜はりしを以て各大臣は、聖旨を奉戴して直に御請に及はれたり但し榎本農商務は捧表おさきに付依然在職は固よりなりと知るべし

●首相以下二大臣

伊藤首相、板垣內務、渡邊大藏の辭表捧呈に付ては未だ何等の御沙汰なく御手許に留め置かせ賜ふ趣きにて三大臣の辭表は多分御聽納あらせらるべきものあらんと承る

●臨時總理の親任

西郷海相以下再任と定まりしに付此に臨時總理大臣を御親任あらせらるゝことなり本日午前十一時宮中に於て西郷海軍大臣土方宮内大臣參列の上左の如く親任式を行はせられ同時伊藤首相は願に依り免官せられたり

兼任臨時內閣總理大臣

樞密院議長正二位伯爵

黒田清隆

依願免本官

內閣總理大臣侯爵

伊藤博文

特に前官の禮遇を賜ふ

伊藤博文

●山縣侯勅命を奉す

六大臣の留任黒田樞相の總理假攝以て一時國務を料理せしめらるゝ、勅使西下山縣松方の兩元老を召させられしが山縣侯には病氣の故を以て暫時御猶豫の儀を願出でられし趣きあるも聖旨優渥辭し奉るべきにあらずして愈本日午後十二時五十分京都發車にて歸京せらるゝ事に決定したれば明一日午後五時を以て新橋へ着せらるべし

●松方伯の東上

宮中よりの御使を承りて京都に赴きし都筑圖書頭は先づ山縣侯を訪て勅諭の趣を告げ然る後御影に赴き松方伯を訪みて同様勅諭を傳へられたる趣きにて伯も蒼皇歸東せらるゝことなり多分山縣侯と同時入京せらるべしと聞きぬ

發行人兼印刷人 櫻井 虎雄 編輯人 古賀 省二

東京京橋區三十間堀三丁目十番地

發行所 報知社